



# 埼玉県報

第371号  
令和4年(2022年)  
12月13日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）

### 告示

- 軽油引取税免税証の無効告示（税務課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 川口栄町3丁目銀座地区第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業の事業計画変更（第2回）（市街地整備課）
- 幸手都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 県道川越所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道加須鴻巣線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 令和4年1月30日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（選挙管理委員会）
- 令和4年5月15日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第5区 蓮田市）における選挙運動に関する収支報告書要旨の公表（選挙管理委員会）

## 規則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第八号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

三十 規則第三十九条の二十三の地域医療連携推進法人の解散認可申請書 様式第四十八号

三十一 規則第三十九条の二十四の地域医療連携推進法人の定款変更認可申請書 様式第四十九号

様式第一号中「㊦」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「㊦」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第八号中「あん先」を「宛先」に、「失そう者」を「失踪者」に改め、「㊦」を削り、「(ホネウ)」を「(ホネウ)」に改める。

様式第十号から様式第十二号までの規定中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十三号中「㊦」を削る。

様式第十四号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十五号中「㊦」を削る。

様式第十六号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十七号から様式第二十号までの規定中「㊦」を削る。

様式第二十一号及び様式第二十二号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十三号中「㊦」を削る。

様式第二十四号及び様式第二十五号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二十六号中「㊦」を削る。

様式第二十七号中「あん先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「(ホネウ)のしき

へい」や「照射筒の遮蔽」ひ、「しゃへいする」や「遮蔽する」ひ、「一次しゃへい体」や「一次遮蔽体」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひである。

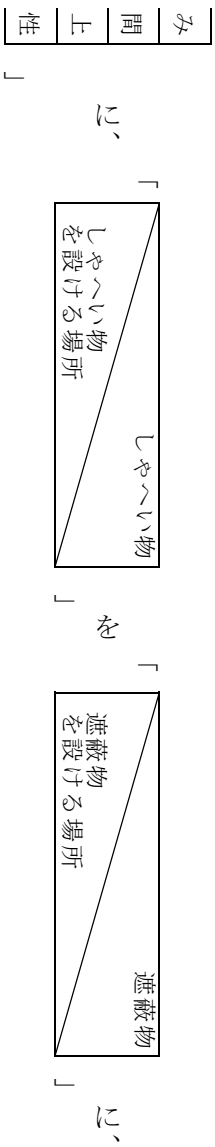
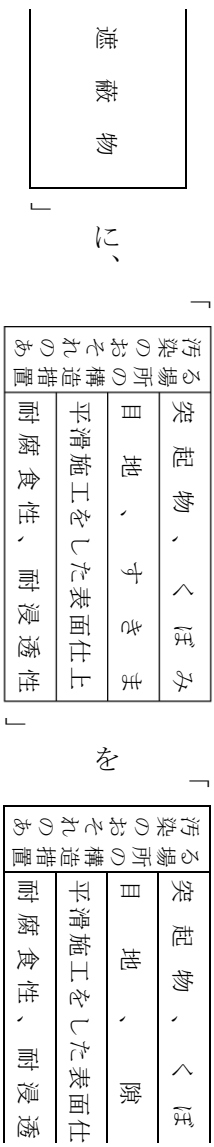
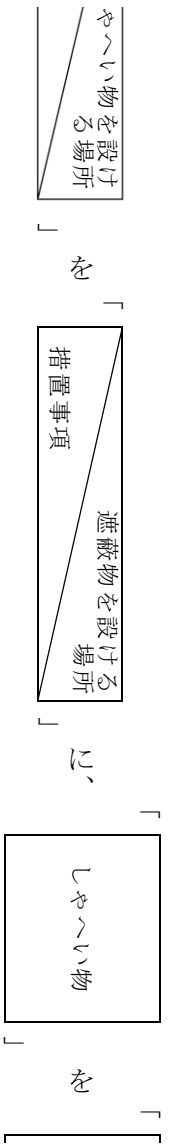
第4条第二十八号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、⑥」回送の(注)⑥中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。

第4条第二十九号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「貯蔵施設のしゃへい材料」や「貯蔵施設の遮蔽材料」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、「貯蔵容器のしゃへい材料」や「貯蔵容器の遮蔽材料」ひ、⑥」回送の(注)⑥中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。

第4条三十号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「貯蔵施設のしゃへい材料」や「貯蔵施設の遮蔽材料」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、「貯蔵容器のしゃへい材料」や「貯蔵容器の遮蔽材料」ひ、⑥」回送の(注)⑥中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。

第4条三十一号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、⑥」である。

第4条三十二号中「あて先」や「宛先」ひ、④」や⑤」ひ、「しゃへい物」や「遮蔽物」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、⑥」回送の(注)⑥中「しゃへい計算書」や「遮蔽計算書」ひである。



「貯蔵施設のしゃへい材料」や「貯蔵施設の遮蔽材料」ひ、「かぎ」や「鍵」ひ、「しゃへい材料」や「遮蔽材料」ひ、「目地、すきま」や「目地、隙間」ひ、「しゃへい器具」や

「遮蔽用器具」に改め、同様なの（注）3中「しゃんい計算書」を「遮蔽計算書」に改める。

様式第三十四号から様式第三十八号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三十九号及び様式第四十号中「㊦」を削り、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

様式第四十一号及び様式第四十二号中「㊦」を削る。

様式第四十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「第55条第3項」を「第55条第6項」とし、「総会」を「社員総会」に改める。

様式第四十四号から様式第四十七号までの規定中「㊦」を削り、「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

様式第四十七号の次に次の二様式を加える。

年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事	
所在地 名 称 代表理事	
地域医療連携推進法人解散認可申請書	
次のとおり、医療法第70条の15において準用する同法第55条第6項の規定により、解散の認可を申請します。	
解散の事由	1 目的たる業務の成功の不能      2 社員総会の決議

添付書類

- 1 解散の理由書
- 2 医療法又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- 3 財産目録及び貸借対照表
- 4 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

年 月 日	
(宛先) 埼玉県知事	
所在地 名 称 代表理事	
地域医療連携推進法人定款変更認可申請書	
次のとおり、医療法第70条の18第1項において準用する同法第54条の9第3項の規定により、定款の変更の認可を申請します。	
変更しようとする定款の条項	
変 更 事 由	

添付書類

- 1 定款の新旧対照表
- 2 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 3 変更前の定款
- 4 その他知事が必要と認めた書類

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医療法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	11G108530	一	農業	令和四年四月十一日 ） 令和五年三月三十一日
	一〇〇㊿			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
埼玉県行田市富士見町一丁目八番一号 ほくさい農業協同組合 行田燃料配送センター				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県春日部県税事務所		令和四年十一月七日		



## 告示

### 埼玉県告示第千二百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県羽生市大字上岩瀬字下悪土三百八十七番一の一部、三百九十七番の一部、三百九十九番の一部、四百番の一部、四百七十九番の一部、四百八十一番の一部、四百八十二番一の一部、四百八十三番の一部、四百八十四番の一部、四百八十六番の一部、四百八十七番の一部、四百八十八番の一部、四百九十一番一の一部、四百九十一番二の一部、四百九十一番三の一部、四百九十二番一の一部、四百九十三番一の一部、四百九十五番一の一部、四百九十六番一の一部、四百九十七番一の一部、四百九十七番二の一部、五百二番二の一部、五百二十六番の一部、五百二十七番一の一部、五百二十七番二の一部、五百二十八番一の一部、五百二十八番二の一部、五百二十九番一の一部、五百二十九番二の一部、五百三十番の一部、五百三十一番の一部、五百三十二番の一部、五百三十三番の一部、五百三十五番の一部、五百三十六番の一部、五百三十七番の一部、五百三十八番の一部、五百三十九番の一部、五百四十番の一部、五百四十一番の一部、五百四十二番の一部、五百四十三番の一部、五百四十四番の一部、五百六十一番二の一部、五百六十三番一の一部、五百六十四番、五百七十番二の一部、五百七十一番の一部、五百七十二番、五百七十三番の一部、五百七十九番の一部、五百八十番の一部、五百八十一番の一部、五百八十二番の一部、五百八十三番の一部、五百八十四番の一部、五百八十五番の一部、五百八十六番一の一部、五百八十六番二の一部、五百八十六番三の一部、五百八十七番の一部、五百八十八番の一部、五百八十九番の一部、五百九十番の一部、六百一番の一部、六百二番一の一部及び羽生市認定道路千二百四十七号線上上岩瀬五百七十三先から上岩瀬三百九十三先の一部）

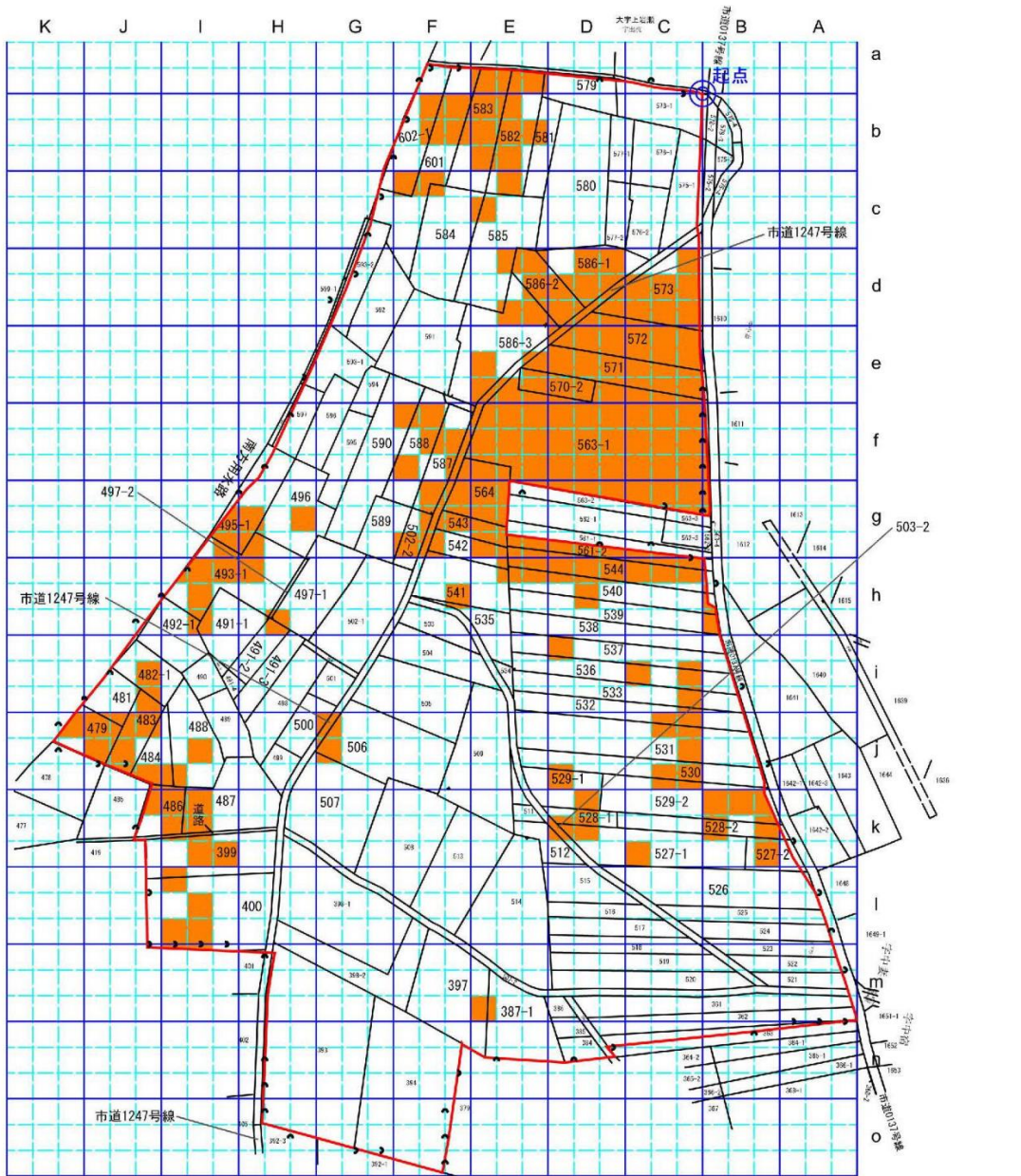
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

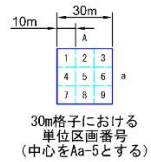
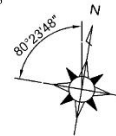
別図



- : 敷地境界
- : 地番境界
- : 形質変更時届出区域に指定する区域

起点  
 起点は埼玉県羽生市大字上岩瀬下悪土578  
 最北端と敷地境界の交点とする

格子の回転角度  
 80° 23' 48"



## 告 示

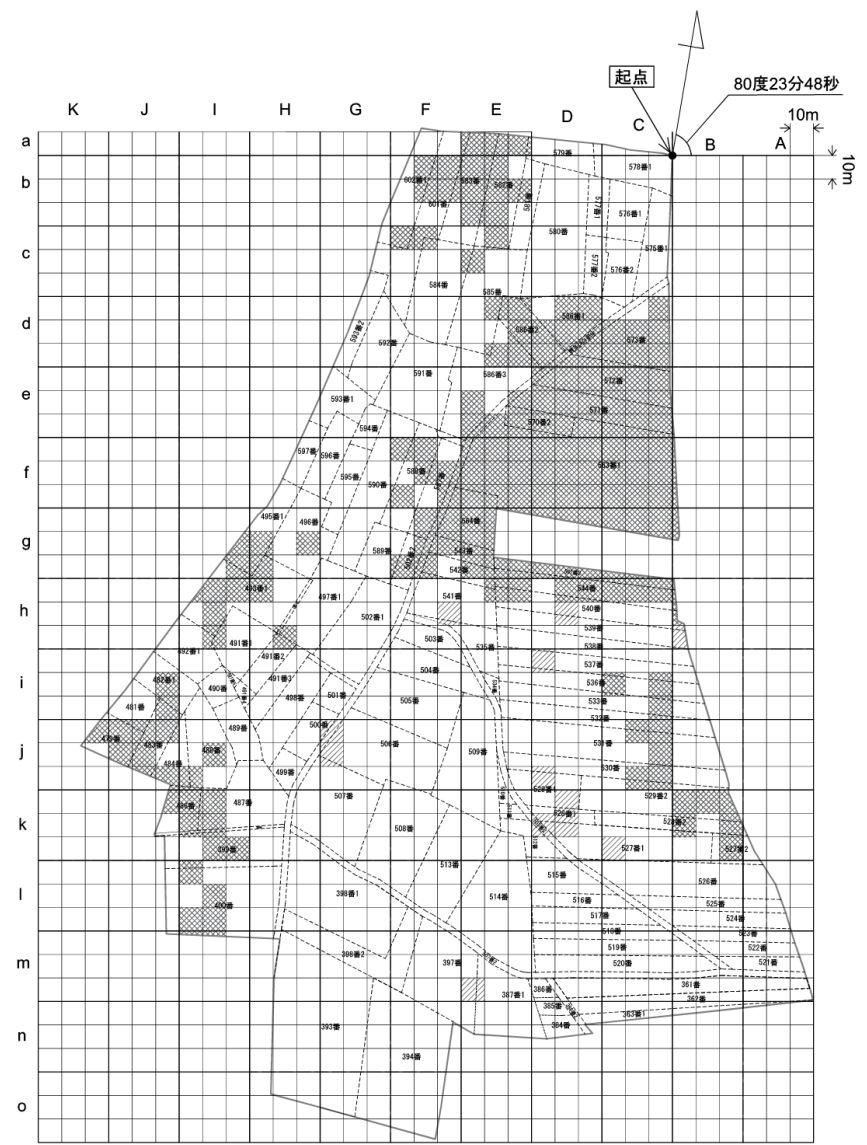
### 埼玉県告示第千二百九十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第千二百九十八号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和四年十二月十三日

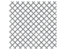



埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県羽生市大字上岩瀬字下悪土三百八十七番一の一部、三百九十七番の一部、五百番の一部、五百三番二の一部、五百六番の一部、五百七番の一部、五百十二番の一部、五百二十六番の一部、五百二十七番一の一部、五百二十八番一の一部、五百二十九番一の一部、五百三十番の一部、五百三十五番の一部、五百三十六番の一部、五百三十七番の一部、五百三十八番の一部、五百三十九番の一部、五百四十番の一部、五百四十一番の一部及び羽生市認定道路千二百四十七号線上上岩瀬五百七十三先から上岩瀬三百九十三先の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去



起点  
 起点は埼玉県羽生市大字上岩瀬下悪土578  
 の最北端とする

格子の回転角度 80度23分48秒

-  形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域を解除する区画
-  敷地境界
-  地番境界

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大利根店

埼玉県加須都市計画野中土地区画整理事業八十街区四画地外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年七月二十九日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百十三平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十一月二十八日

二 縦覧期間

令和四年十二月十三日から令和五年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十三日から令和五年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第千三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンスタイル武蔵狭山

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番一外

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外未定

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年九月一日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千八百六十平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二九一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前七時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年十二月一日

二 縦覧期間

令和四年十二月十三日から令和五年四月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月十三日から令和五年四月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

上野台ショッピングセンター

埼玉県深谷市大字上野台三千二十八番地一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社神藤商事 代表取締役 神藤瑛

埼玉県深谷市大字上野台三千百六十三番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和五年一月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父市（次の図に示す部分に限る。）、秩父郡小鹿野町（次の図に示す部分に限る。）

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 変更後の指定施業要件

#### イ 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一九―三四―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢千九百三十八番 外二百十四筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二百七十一・一立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二一―七―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県新座市野火止二丁目千二百九十二番一、千二百九十九番一

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百十四・四三立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年三月三十日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県川口市栄町三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県川口市栄町三丁目十番三号

五 設立認可の年月日

平成三十年三月三十日

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和四年十二月十三日

# 告示

## 埼玉県告示第千三百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

大和ハウス工業株式会社

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和五年六月三十日まで

三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、大字国納字横町及び字八河内の各一部

四 土地区画整理事業の名称

幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業

五 事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番地一号

六 施行認可の年月日

令和元年六月七日

七 変更認可の年月日

令和四年十二月十三日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百八号

杉戸町から幸手都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	川越所沢線
供用開始の区間	川越市新宿町三丁目二番三二地先から同市新宿町三丁目二番一〇地先まで
供用開始の期日	令和四年十二月十三日
備 考	平成二十五年八月二日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二三・三三メートル

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

加須鴻巣線	路線名
加須市下崎字西ノ谷裏三四七番七地 先から 同市下崎字西ノ谷裏五五番地先まで	供用開始の区間
令和四年十二月十三日	供用開始の期日
令和三年八月三十一日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十四号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長二一一・四二メートル	備考

# 告 示

## 埼玉県選管告示第七十四号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年1月30日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（西第10区 坂戸市）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

10,836,900 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	安沢 美佳	所属党派	無所属	期間	1月21日から
出納責任者氏名	安沢 美佳				第1回分

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)  
 瀧澤 時夫 会社役員 30,000 円

その他の収入 20,000 円  
 今回計 50,000 円  
 総計 50,000 円

支出

人件費 円  
 家屋費 円  
 選挙事務所費 円  
 集合会場費 円  
 通信費 円  
 交通費 円  
 印刷費 13,200 円  
 広告費 円  
 文具費 2,226 円  
 食糧費 円  
 休泊費 円  
 雑費 円

今回計 15,426 円  
 総計 15,426 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和4年2月14日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	小川 達夫	所属党派	無所属	期間	1月18日から 第1回分 2月8日まで
出納責任者氏名	高橋 浩				

収入			支出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
荻野 祐太郎	代表取締役	30,000 円	人件費	127,100 円
			家屋費	40,000 円
			選挙事務所費	40,000 円
			集合会場費	円
			通信費	6,660 円
			交通費	642,802 円
			印刷費	円
			広告費	79,668 円
			文具費	2,474 円
			食糧費	37,590 円
			休泊費	円
			雑費	13,016 円
その他の寄附	12件	115,000 円		
その他の収入		184,310 円		
今回計		329,310 円	今回計	949,310 円
総計		329,310 円	総計	949,310 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,000 円
	ポスターの作成	500,000 円
	計	620,000 円

報告書受理年月日	令和4年2月9日	第1回報告分
----------	----------	--------



候補者氏名	小川 直志	所属党派	自由民主党	期間	1月5日から
出納責任者氏名	渋谷 博				第1回分

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
増田 芳隆	会社役員	50,000 円
関口 智史	会社役員	30,000 円
成川 悦敏	無職	30,000 円
栗原 雄一	会社役員	30,000 円
栗原 辰雄	会社役員	30,000 円
小川 翔平	会社役員	30,000 円
斎藤 博則	会社役員	30,000 円
井上 勝司	会社役員	50,000 円
浜田 繁	電気業	30,000 円
荻野 祐太郎	会社役員	30,000 円
坂田 勉	会社役員	30,000 円

その他の寄附	68件	675,000 円
その他の収入		1,757,716 円
今回計		2,802,716 円
総計		2,802,716 円

支出

人件費	270,000 円
家屋費	50,000 円
選挙事務所費	50,000 円
集合会場費	0 円
通信費	104,840 円
交通費	35,400 円
印刷費	900,680 円
広告費	534,402 円
文具費	14,439 円
食糧費	334,554 円
休泊費	0 円
雑費	631,771 円

今回計	2,876,086 円
総計	2,876,086 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160 円
	ポスターの作成	484,000 円
	計	604,160 円

報告書受理年月日	令和4年2月14日	第1回報告分
----------	-----------	--------

## 告 示

### 埼玉県選管告示第七十五号

令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和四年十二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月15日執行 埼玉県議会議員補欠選挙（東第5区 蓮田市）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

8,291,000 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	湯谷 百合子	所属党派	無所属	期間	4月20日から
出納責任者氏名	湯谷 周子				第1回分

収入			支出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
佐々木 幸子	自営業	20,000 円	人件費	258,200 円
			家屋費	22,000 円
			選挙事務所費	22,000 円
			集合会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	396,726 円
			広告費	31,726 円
			文具費	0 円
			食糧費	72,267 円
			休泊費	0 円
			雑費	0 円
その他の寄附	19件	135,000 円		
その他の収入		625,919 円		
今回計		780,919 円	今回計	780,919 円
総計		780,919 円	総計	780,919 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	109,120 円
	ポスターの作成	125,400 円
	計	234,520 円

報告書受理年月日	令和4年5月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	石川 誠司	所属党派	自由民主党	期間	4月19日から
出納責任者氏名	野村 裕子				第1回分

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
関根 貴美江	自営業	30,000 円
鈴木 隆弘	自営業	20,000 円
有路 正章	自営業	50,000 円
大島 勲	自営業	50,000 円
安西 けい子	無職	30,000 円
門井 賢一	自営業	30,000 円
杉崎 國昭	自営業	40,000 円
加藤 昭司	自営業	20,000 円
石井 正孝	自営業	20,000 円
東 守	自営業	30,000 円
鯨岡 秀樹	自営業	20,000 円
長谷部 芳明	自営業	40,000 円
西野 日出夫	自営業	20,000 円
皆川 和四男	無職	20,000 円
皆川 晴雄	無職	20,000 円
池田 太司	自営業	40,000 円
高木 学	自営業	100,000 円
高橋 一男	自営業	30,000 円
野村 寿一	自営業	100,000 円
佐藤 猛	自営業	80,000 円
山崎 俊雄	自営業	30,000 円
石川 嘉一	自営業	30,000 円
本沢 孝夫	自営業	60,000 円
埼玉県商工政治連盟蓮田支部		20,000 円
稲橋 栄	自営業	20,000 円
田口 克也	自営業	30,000 円
石川 秀男	自営業	20,000 円
大塚 誠	自営業	30,000 円
石井 英二	自営業	50,000 円

その他の寄附	22件	203,000 円
その他の収入		600,000 円
今回計		1,883,000 円
総計		1,883,000 円

支出

人件費	816,000 円
家屋費	79,519 円
選挙事務所費	79,519 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	0 円
印刷費	916,972 円
広告費	542,000 円
文具費	0 円
食糧費	59,879 円
休泊費	0 円
雑費	283,877 円

今回計	2,698,247 円
総計	2,698,247 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,000 円
	ポスターの作成	748,792 円
	計	868,792 円

報告書受理年月日	令和4年5月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	森 伊久磨	所属党派	無所属	期間	5月10日から
出納責任者氏名	小林 謙二				第1回分

収入			支出	
主たる寄附				
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
杉崎 則之	会社員	50,000 円	人件費	326,250 円
内ヶ島 長悟	会社員	50,000 円	家屋費	0 円
			選挙事務所費	0 円
			集合会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	874,540 円
			広告費	0 円
			文具費	0 円
			食糧費	0 円
			休泊費	0 円
			雑費	0 円
その他の寄附	5件	50,000 円		
その他の収入		176,250 円		
今回計		326,250 円	今回計	1,200,790 円
総計		326,250 円	総計	1,200,790 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160 円
	ポスターの作成	754,380 円
	計	874,540 円

報告書受理年月日	令和4年5月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------